

南あわじ市 平成 19 年度 事務事業評価シート  新規  継続  
( 事業 委託 補助用 )

## I 基本事項

整理番号 255

事業名	精神障害者小規模作業所負担金(いちばん星)		予算科目	会計	一般会計・1
担当部課名	健康福祉部	福祉課		款	民生費・3款
電話	0799 - 44 - 3002			項	社会福祉費・1項
事業分類	<input type="checkbox"/> 義務的(法定)事務	法的根拠		目	障害者福祉費・2目
	<input checked="" type="checkbox"/> 任意的(自治)事務	(法令、条例、要綱等)	南あわじ市心身障害者小規模通所援護事業補助金交付要綱		
南あわじ市総合計画 施策体系	まちづくりの柱	安らぎづくり_元気あふれ_住んで快適なまちづくり_			
	まちづくりの目標	子どもを産みたい_育てたいまち[子育て]			
	施策目標	すべての人が安心してまちに出て、日常生活や地域での交流が行える環境をつくる			
該当する事業について「 」を選択		施策的事业	業務委託	負担金補助	

## II Plan (計画、事業内容、事業背景)

事業概要	対象(誰を・どのような状況の人に)	市内在宅の精神障害者		対象人数(人)	10
	目的	<p>意図(どのような状態になってもらいたいのか、事業を実施する「本来の目的」を記入)</p> <p>在宅の精神障害者の居場所等を開設することで、多様なニーズを持つ障害者の生活を豊かにし、障害者受容の場となり、精神障害者の社会復帰の促進をめざす。さらに地域の中心地に開設することで、障害者理解の啓発啓蒙を促進。また、喫茶コーナーでは地域住民を対象に健康・福祉を含めた生活利便を支援する事業を展開するとともに、障害者と健常者の交流の拠点とする。</p>			
	実施内容	<p>(何をどのような手段・内容・手順により目的を達成させるのか)</p> <p>アパートの一室を作業と憩いのスペースとして借り精神障害者小規模作業所とし、レクリエーション・習字・音楽療法等を行事として取り入れ憩いの場として、また、作業としては牛乳パックを利用した座イスづくり、喫茶部のナプキン折り、仕入れた商品の販売等を授産活動としている。また、障害者の作業として、喫茶部の開店準備等を手伝っている。喫茶コーナー 月~土 9:30~16:30 作業所と憩いのコーナー 火・水・木 10:30~16:30</p>			
	背景	<p>(どのような現状・課題・要望によって事業が実施されるに至ったか、他の自治体の動向など)</p> <p>精神障害者の家族たちでつくる「みはら家族会」が、平成15年度から兵庫県・旧三原町よりの助成を受け、三原中央商友会の協力を得て、(財)兵庫県中小企業振興協会が実施する「活力あるまちなか商店街づくり事業」を行い、商店街の活性化のために空き店舗を活用し地域の利便性を高めていくための喫茶店「地域交流サロン」として「いちばん星」がスタート。平成17年4月から、隣のアパートの一室を作業と憩いの場として借り精神障害者小規模作業所として再スタートした。精神障害者の小規模作業所として運営を開始したため、兵庫県心身障害者小規模通所援護事業実施要綱に基づき実施する事業として、南あわじ市心身障害者小規模通所援護事業補助金交付要綱により運営負担金を補助することとなった。なお、みはら家族会の事務局が南淡路健康福祉事務所内にあるため、作業所の運営事務の補助や通所判定委員会については、健康福祉事務所で行っている。</p>			
	事業実施主体	<input type="checkbox"/> 市直営	<input checked="" type="checkbox"/> 民間・その他	(みはら家族会)	
事業期間	<input type="checkbox"/> 平成	年度	~	平成	年度
合併協議事務調整内容	(合併前における事業実施団体と合併時における事務調整経緯)				
	<input type="checkbox"/> 旧緑町	<input type="checkbox"/> 旧西淡町	<input checked="" type="checkbox"/> 旧三原町	<input type="checkbox"/> 旧南淡町	<input type="checkbox"/> 旧広域事務組合

## Ⅲ Do (事業活動・成果、投入資源・コスト)

「実施内容」により得られる活動結果指標 (アウトプット)	指標名	来所者数(障害者通所者数・喫茶来客数)	指標単位 来所者			
	指標説明 (指標算出方法等)	精神障害者が集える場所として、また、地域の方の交流の場として作業所等に訪れる人数				
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
	目標値	6,375	6,375	6,375	6,375	
	実績値	7,084	6,126			
	達成度 (%)	111.1	96.1	-	-	
目標値設定の考え方	平成16年度喫茶コーナー来所者数5,775人及びメンバー(精神障害者)月間述べ50人通所年間600人。					
アウトプットにより達成される「目的」に対する事業の成果指標 (アウトカム)	指標名	喫茶コーナー来所者数	指標単位 %			
	指標説明 (指標算出方法等)	来所者数として16年度を基準とし目標値を設定				
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
	目標値	100	100	100	100	
	実績値	111	96			
	達成度 (%)	111.1	96.1	-	-	
目標値設定の考え方	喫茶コーナー来所者数を基準(精神障害者の通所については症状等により通所にムラがあるため、別計上ではなく来所者に含んだ)					
資源配分 (インプット)		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
	直接事業費(千円)	7,831	7,396	8,186	8,186	
	人件費等	4,266	4,331	4,425	4,425	
	借家等賃借料	1,320	1,380	1,380	1,380	
	需用費(光熱水費含む)	2,044	1,061	1,655	1,655	
	役務費	102	168	220	220	
	備品購入費	93	411	170	170	
	対象外経費(作業工賃)	6	45	336	336	
	財源(千円)					
	国					
	県	3,159	2,525	1,893	1,893	
	起債					
	その他	1,142	1,083	1,873	1,873	
	一般財源[A]	3,530	3,788	4,420	4,420	
	人件費(正規職員)[B](千円)	0	0	0	0	
	平均人件費(1日当り)	30.7	29.9	30.1	30.1	
	事業量1(事業に要した日数)					
事業量2(事業に要した人数)						
年間経費([A]+[B])	3,530	3,788	4,420	4,420		
「目的」対象人数1人当り経費(千円)	353.0	378.8	442.0	442.0		
受益者人数(10)1人当り経費(千円)	353.0	378.8	442.0	442.0		
経費に関する補足説明	平成17年度までは県1/2、市1/2の補助制度であったが、平成18年度から障害者自立支援法等の施行により、小規模作業所運営費補助事業に対する国から県への地方交付税措置が市町村に置き換えられたため、18年度県4/10、市6/10、19年度県3/10、市7/10となった。20年度以降未定					

## IV Check (事業の自己評価・一次評価)

達成度	活動結果指標目標達成度	単位	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	自己評価 (5点評価)
		%	111.1	96.1	-	-	
(アウトプットの達成度分析、問題点・課題などを記入。) 市の補助金交付要綱等適性に処理されている。来所者数については、一応の数値は確保している。							4
有効性	成果指標目標達成度	単位	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	自己評価 (5点評価)
	成果向上率	%	-	13.5	-	-	
	(事業実施による目的に対しての有効性分析、問題点・課題などを記入。) メンバー数(登録者)が増えてきていない現状である。						
							4
効率性	活動実績1単位当り経費	単位	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	自己評価 (5点評価)
		千円	0.5	0.6	-	-	
	効率性増減率	%	-	24.1	-	-	
(効率性・コストの分析、問題点・課題などを記入。) 補助金支出については問題点なし。 支出内で賃借料(借地料・借家料)については、運営団体に貸手との協議を指示している。							3
必要性	公共性の高低	<input checked="" type="checkbox"/> 高 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 低					自己評価 (5点評価)
	(公共性、市民ニーズ、緊急性などを分析、問題点・課題などを記入。) 精神障害者の憩いの場、また、就労移行の支援等、行政の役割は大きいと思われる。						
							4
総合評価	自己評価をふまえた現状分析 精神障害者に交流の場を提供し、また、喫茶コーナーで授産製品等の展示など、一般住民との交流など負担金支出であるが充分障害者福祉等に寄与していると考えられる。						
	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>評価グラフ</p> </div>						

## V Action&amp;Plan (改善の内容及び次年度以降の計画)

	平成20年度にできる改善・改革	平成21年度以降にできる中期的な改善・改革
今後の方向性とその理由	<input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 休止・廃止 <input type="checkbox"/> 事業統廃合 <input type="checkbox"/> 予算充実 <input type="checkbox"/> 予算削減 <input type="checkbox"/> 手法見直し	<input type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 休止・廃止 <input type="checkbox"/> 事業統廃合 <input type="checkbox"/> 予算充実 <input type="checkbox"/> 予算削減 <input checked="" type="checkbox"/> 手法見直し
	<p>障害者自立支援法の施行等により、当補助金についても市の補助率が高くなっている現状であるが、法内移行への法人格取得以外に、運営実績が概ね5年間を有するため、現状のまま22年度まで現状の運営で行う。</p>	<p>障害者自立支援法により、当小規模作業所においても、法外施設から法内施設への移行を計画。平成22年度または23年度(移行期限)までに法人格(NPO)の取得、地域生活支援センター型への申請等を市としては支援する方向性である。</p>
(現状維持以外の改善方法)		<p>平成23年度までの法内移行を進めるうえで、NPO法人取得支援、通所者数の確保、施設整備等を支援し、施設移行のために準備された国庫補助金等を有効に活用する。</p>
改善によって期待される効果	効果(アウトカム)面	効果(アウトカム)面
		<p>法内移行により障害者の憩いの場として、また、就労支援等が積極的に展開される。</p>
	コスト面	コスト面
		<p>現在、6,300千円の補助金を県3/10、市7/10(交付税措置あり)の割合で負担しているが、法内移行により地域生活支援センター型になると約750万円の運営費補助が見込まれ、基礎的部分600万円の負担割合は県3/10、市7/10(交付税措置あり)、国庫補助加算150万円については国1/2、県1/4、市1/4になる。なお、現在の体系のままでは、平成22年度までで補助金打ち切り予定となっている。</p>
(現状維持の場合も記入)	<p>仮に事業を中止、統廃合した場合に予測される影響(プラス面、マイナス面)</p> <p>精神障害者たちが集う場所がなくなり、行き場等に困惑する。</p>	